

# ロシア皇帝アレクサンドル一世の時代の憲法政策

—— スペランスキーによる憲法案 ——

池 本 今日子

一八世紀末から一九世紀はじめまでのヨーロッパ大陸は近代的憲法<sup>(1)</sup>の創成期にあたり、共和主義憲法からナポレオン憲法まで多様な憲法が立案され、制定された。ロシア皇帝アレクサンドル一世の政策もそのようなヨーロッパ情勢と無縁ではなかった。むしろ彼はそれに積極的に関わった。彼は一八二〇年ごろまで、外交やポーランド統治などにおいて憲法を支持し、あるいは制定する策をとった。対仏大同盟の形成にあたり、革命の成果を容認する外務補佐官チャルトリスキの方針を採用した。フランスの二度の王政復古では、国民主権に立脚した議会議主義的憲法を導入するよう求めた。一八一五年秋にその可能性が政治的になくなるのと、ルイ一八世が一八一四年に制定し、君主主権原理に立つフランス憲章を保護している。一八一八年のアーヘン会

議では外務補佐官カポデイストリアスがアレクサンドルの許可を得て、ヨーロッパの相互保障体制のもとで諸君主に憲法を導入させるという計画を提案した。皇帝が一八一五年にポーランド会議王国に欽定した憲法は、フランス憲章型の立憲君主制憲法であった。フィンランドではすでに一八〇九年に、アレクサンドルはスペランスキー（一七七二—一八三九）<sup>(2)</sup>を右腕として穏健な政策を展開し、三月に議会を召集し、憲法の「保証状」を与えた。国内に憲法を制定する計画もあった。一八二〇年にノヴォシリツォフは皇帝の命で帝国憲法案を提出した。<sup>(3)</sup>より詳細に計画されたものが、一八〇九年にアレクサンドルがスペランスキーに作成させたロシアの憲法案（国家法典案）<sup>(4)</sup>である。

スペランスキーはそれより前、一八〇七年の内務省局長

時代に皇帝に見出されて、その書記官となり、翌年にはアレクサンドルとナポレオンのエルフルト会談に随行した。彼が一八〇九年一月に司法大臣補佐官となったのは、アレクサンドルの信頼の証である。

この報告では、スペランスキーが一八〇九年に著した「国家法典序説」(以下「序説」<sup>(5)</sup>)と「ロシア帝国法典案」(「法典案」<sup>(6)</sup>)、「国家組織寸描」(「寸描」<sup>(7)</sup>)を中心にとり上げ、一八〇二年の「国家の基本法について」(「基本法について」<sup>(8)</sup>)も参考にして、第一に、一八〇九年の彼の目標について検討する。その際、彼の憲法観と、身分制や農奴制等に対する姿勢を明らかにする。彼の目的が立憲主義的に君主権力を制限することにあつたのかどうか、また、社会改革を彼が放棄したのかどうかは、彼の計画の目的を考える際につねに問題となつてきたからである。第二に、憲法案の具体的な内容について検討する。<sup>(9)</sup> 第三に、ドイツの初期立憲主義やナポレオン憲法などヨーロッパの諸憲法を背景に、改革案の意義を考える。スペランスキーに君主権力を立憲主義的に制約するつもりはなかつたというラエフの見解が影響力を持つてきたが、<sup>(10)</sup> 立憲主義を認める研究は多い。<sup>(11)</sup> 同時代の諸憲法を考慮することによって、一八〇九年の計画における君主権力の制限の方法と程度はより明確になる。この視点は従来の研究に不足していた点である。さらに、同

時代の憲法を視野に入れることによって、ヨーロッパの憲法情勢の中にスペランスキーの計画を位置づけることもできる。

### 1. 一八〇九年計画の目標

スペランスキーが目指したといわれる「真の君主政」という言葉は一八〇二年の「基本法について」の中に現れる「三〇—三一」<sup>(12)</sup>。それは、モンテスキューの『法の精神』(一七四八年)<sup>(13)</sup>にいう「君主政体」(monarchie)にあたる。スペランスキーはここで、モンテスキューの「君主政体」と「専制政体」(despotisme)の区分にしたがつていた。すなわち、フランスをはじめとするヨーロッパ諸国の君主政体では、君主が確固たる制定された法律、基本法 (lois fondamentales) に則つて統治するのに対し、東洋とロシアの専制政体では、基本法なしに、恣意的に統治するといふものである。「法の精神—二—四」。前者は「制限政体」の一つであり「二—八—八」、そこでは、貴族をはじめとする中間諸権力が君主の恣意的権力を抑制し、法の保管所は法律を公表し、法律の侵害を指摘するのに対して、後者には中間諸権力も法の保管所もなく、君主はすべての国制のおよび公民的権力を持つ「二—二—四」。専制国家にお

いては大臣といえども君主の「奴隷」であるというスペランスキーの分析「基本法について四三—四五」もまた、『法の精神』にあった「二—二—五」<sup>(14)</sup>。

モンテスキューは諸国家のモデルとしてフランスとともに、名誉革命後、一八世紀前半のイギリスの君主制をとり上げた「法の精神二—一—六」。彼はそれについて、「君主政体」が君公と国家の栄光を国家の目的とするのに対して、イギリスは「政治的自由を国制の直接目的」とすると評した「二—一—五」。イギリスはモンテスキューにとって「共和政体」(民主政、貴族政)により近い体制であろう。彼がイギリスの君主制を信奉していたことは、彼の記述の仕方からも窺われる「二—一—六」<sup>(15)</sup>。

スペランスキーは、一八〇二年の「基本法について」の中で、改革の目標を「(制限)君主政」すなわち「真の君主政」に置いたが「三六—三七」、彼もまたイギリスの君主制を理想としていた。彼は、同年の「自由と隷属に関するいま一つの考察」<sup>(16)</sup>において、「政治的自由」と「市民的自由」の確立、国家の諸階層が立法と執行の活動に参加する体制を求めた。「基本法について」の中では、「国家の基本法」、すなわち、「憲法」(konstitutsia)は国民の創造物であるべきであるという考えを明かした「三一」。

一八〇九年には、スペランスキーは「君主政」をもちや

登場させず、改革の目標を「共和政」と呼んだ。「共和政」には様々な名称と形態があるが、主権が法によって制限され、法の作成に市民が多かれ少なかれ参加することを特徴とする「序説一五四—一五五」。彼は一八〇九年にはロシアだけでなく、ヨーロッパ絶対王政も「専制」(samoderzhavie)に区分したが<sup>(17)</sup>、専制は、啓蒙と産業の発展を背景とした政治的自由への要求の増大によって、「共和政」へ移行すると分析した。政治的急変によってこの最初の転換を行ったのはイギリスであり、それに、他の国々、スウェーデンやアメリカ、最後にフランスが続いているという「一五四—一五五」。この「共和政」には、モンテスキューが政治的自由を国制の直接目的としていると評価したイギリスの君主制、アメリカやフランスの共和制、一七一九年から七二年のスウェーデンの「自由の時代」が含まれる。それは、モンテスキューの「君主政体」、すなわち、基本法が君主の恣意を制限するだけの体制ではない。国民の立法への参加、政治的自由を実現している体制である。スペランスキーは、権力の源泉は国民にあるとも言った「一四五」。

スペランスキーの目標についていまま少し考えるため、彼の憲法観について検討する。彼は君主主権を事実上前提としている。「序説」にしたがえば、憲法には二種類ある。ひとつは、専制(samoderzhavie)に法による制限の外見

のみを与え、法の本質においては主権にその権力を完全に残す。いまひとつは、法の形式だけでなく、その本質においても主権を制限する。これは「序説」にいう「共和政」の憲法である。前者の場合、立法機関と司法機関は君主権力に依存し、<sup>(18)</sup>執行機関は責任を負わない。ナポレオン憲法がその例である。後者の場合、立法機関は法規を作成し、自由に国民の考えを表明し、判決は、自由に選出された判事によって自由に行われる。執行機関は、それが法を實質的に作成したり廃止したりすることのないように、立法機関に対して責任を負う。すなわち、主権を本質的に制約する憲法の特徴は、立法権をもつ議会、司法の独立、執行府に対する立法府のコントロールである。この二つの憲法のうちいずれをとるかを、憲法の制定にあたって選ばなければならぬ。「序説一六四—一六八」。

スペランスキーは、アレクサンドルに後者を勧めた。ロシアは専制 (samoderzhavie) を確立して以来、今日まで、その「社会的精神」はつねに政治的自由へ向かっている。「序説一五六」。すなわち、ロシアは「共和政」への移行を始めており、そのための政治的変革の時期はすでに到来している。「一六〇」。スペランスキーは警告する。「ほとんどすべての国で、憲法は…多くの場合、激しい政治的急転の中で作られた」。いかなる政府も「時代の精神」に合致せ

ずに、また、「時代の精神」に反しては存在できない。「時代の精神」よりも進んだ改革は失敗し、反対に、遅れた政体は政治的激動によって修正される。「一五二—一五四」。イギリス以後の例を見ても、主権の抵抗は急変を止めるところか、かえって革命を煽ってきた。もし諸国家の政府が「社会の精神」を正確に把握し、国民の状態に適応していれば、多くの災厄と流血を食い止めたであろう、と「一五五—一五六」。

ゆえに、ロシア憲法の目的は、「今日まで専制的 (samoderzhavnyi) であった統治を恒常的な法の上に据え、定める」ことであらねばならない。「一六四」。ロシアの君主権を本質的に法によって制限し、「共和政」とすること、すなわち、ナポレオン憲法と異なり、君主権力を真に拘束することが、一八〇九年の計画の目標であった。ここで注意すべきことは、改めて言えば、スペランスキーが、モンテスキューが「君主政体」と呼び、基本法が存在する体制を超えて、政治的自由が実現する体制、すなわち、議会の立法権と司法の独立、執行府に対する立法府のコントロールによって君主権が制約される体制を目指した点である。彼が目指した君主権を本質的に制限する憲法とは、立憲主義的な意味での憲法であった。

ラエフはスペランスキーを、社会改革に関して消極的と

判断したが、<sup>(19)</sup>彼は一八〇二年の「基本法について」の中でその必要性を次のように訴えていた。ロシアには二つの身分しかない。「君主の奴隸」と「領主の奴隸」である。「貴族の利益は、農民が貴族の無制限な権利のもとにあることから生じ、農民の利益は、貴族が玉座に同様に従属していることにある」。二つの身分は「己の力を相手との闘いで互いに弱らせ、政府にあらゆる無制限な行動を許している」。このような国家がたとえ「いかなる国制を持つとも、貴族と都市の恵与状を認めようとも、…立法議會を持つとも、この国家は専制国家 (despoticheskoe gosudarstvo) である」「四三—四五」。すなわち、「統治の外的様式」である憲法や法が存在するというだけでは専制を排除するのにもったく不十分であり、「統治の内的様式」、すなわち、「国家の諸権力の配分」においても、政府の諸権力が国民によって厳しく制限され、政府の諸権力と国民の諸権力とを均衡させねばならない。そのためには君主の奴隸と領主の奴隸しか存在しないような社会を改革することが不可欠である。彼は、特別な階層を創出することを提唱した。国民の諸権力に知悉し、自律した存在で、かつ、国民と利害で結びつき、法を守り維持することを使命とする貴族階層である。「〔真の〕君主政」においては、このような貴族と一般の国民という二つの階層のみが存在できる「三六—四

一」。当初は農奴を所有する権利が貴族に残るが、農奴制は時とともに必然的に消滅する。ただ、農奴制の廃止は慎重にかつ段階的に行われるべきである。まず、領主が農民に課す義務を法で定め、人頭税を人ではなく土地に課し、最終的に、農民に移動する権利を戻す。この農奴解放の最終段階に至るには、多くの準備と時間を必要とする「五一—五五」。

一八〇九年の「序説」は、ロシア臣民を二つではなく、貴族、中間階層（商人や都市民）と、私領農民など労働者の三身分に分けた。スペランスキーは、ロシアで農奴制は漸進的に廃止できる「一七九—一八〇」と言いつつも、農奴制の存在理由を語った「一八四」。貴族には、人が住む不動産を獲得し管理する特別な市民権が許される。彼の社会改革に対する立場は後退したかのような印象を与える。しかし、ここで彼は、私領農民を含むすべての身分が、人の住まない不動産を獲得し利用する権利や、裁判なしに罰せられない権利など一般的市民権を持つ、とも記した。また、政治的権利は、一定以上の財産を条件として貴族と中間身分に与えられる「一八四—一八八」。「序説」は社会改造に消極的であったわけではない。

ヴァルクは「序説」の最終稿と草稿の違いを注に掲載した。そこから窺われる草稿の表現は、最終稿よりも明確で

あった。草稿で、スペランスキーは、基本法で市民的権利の平等を導入すると断言し、さらに、市民的権利のうち、人格の自由はすぐに実施できると述べた。所有の自由に関するとしても、基本法で所有の権利を一般的に認め、私領農民に不動産の獲得を許すことができる。また、農村法典で領主に対する農民の負担を法に基づかせうる「序説一八〇、注三二三」。スペランスキーは、社会的変革が「共和政」を確立するために重要であると考えていた。彼の社会改革に対する姿勢が一八〇二年と変わったとはいえない。スペランスキーはむしろ、一般的市民権の確立によって社会改造の一步を踏み出そうとしていた。彼が農奴制の存在理由を述べたのは、その革新性を和らげて見せるためであろう。

## 2. 憲法案の具体的な原則

### (1) 主権と君主について

「ロシア帝国は、主権〔を有する君主〕によって国法にしたがって統治される不可分の君主国である」。主権は三権を「一身に統合し」、諸機関を通じてそれを実行する。諸機関とは、立法において国家ドゥーマ、司法において元老院、行政において諸省であり、これら三権を「総統合」する機関として国家評議会である「法典案二二三」。皇帝

は「最高の立法者である」<sup>20</sup>「二二三」。法律は主権によって提案され「序説一六九」、いかなる法律も主権によって裁可されないかぎり、効力をもち得ない「法典案二二三」。執行は主権に帰属する「序説一七一」。皇帝は裁判の最高の保護者であり、裁判は彼の名で行われる。選出された判事の任命は主権の権限である「法典案二二二—二二三」。

### (2) 三権と国家評議会

#### ①立法

立法府はドゥーマの名称を持つ。国家ドゥーマは、国民代表制「序説二〇三」による国家機関であり、県ドゥーマの選挙に基づき、すべての自由な身分の代表から構成される「寸描二二七」。郷と管区と県のドゥーマはそれぞれ三年ごとに開催され、そこで、上級のドゥーマへの代表を選出する。国家ドゥーマは毎年九月に召集状なしに開催される。延期と解散は、国家評議会によって主権の文書で行われる「序説一九五—一九六」<sup>20</sup>。

法律の提案と裁可は主権の権限であり「序説一六九」、<sup>20</sup>「尊重」(uzazhat)は立法府の権限である「二七四」。法律は政府(大臣ないし国家評議会成員)によって主権の名で提出され、ドゥーマで「尊重」され、主権によって裁可される「一六九、寸描二二七」。いかなる法律も議会での

「尊重」なしに公布されえない。この「尊重」の意味を考へる際に手がかりとなるのは、次の規定であろう。多数決で不適切と見なされた法律は効力を与えられない〔寸描二二七〕。また、いかなる法律も立法院で成立しなければ、効力をもち得ない〔序説一七四—一七六〕。あきらかに、「尊重」は審議と可決を意味した。すなわち、議会は法律案を否決できる。「尊重」というあいまいな言葉は、計画の革新性を和らげて見せるために用いられたと考えられる。<sup>(21)</sup>

スペランスキーは、法律(zakon)と規程・規則(ustav, uchrezhdenie)を詳細に区別した。法律は立法院の領分であり、憲法の制定と改正にも立法院の同意を必要とする。同じ一八〇九年の「改革の実施予定」<sup>(22)</sup>によれば、この国家法典案も国家ドゥーマへ提案される〔三三七〕。一方、規程・規則は執行府に責任があり、それらは法律にいかなる本質的変化ももたらしてはならない。彼は、当時施行されていたナポレオン帝憲法を意識している。ここでは、スペランスキーも言うように、皇帝の主導のもとに元老院が元老院組織令によって憲法を修正できた〔序説一七五〕。

さらに、規程・規則も、それが法律の本質を変更する危険があるゆえに、その一部は立法院の審議に付される。一部とは、新たな税と負担、司法規程、一般的行政規則、国家財産の売却や抵当権の設定、個人財産の公収に対する個

人への補償である〔序説一七六—一七七、寸描二二七〕。政府の責任に残るものは、講和と戦争に関するもの、特定の災害に対する措置、そして以前の規程・規則を部分的に確立したり解釈、追加したりする個別的法規に限られる〔序説一七六—一七七〕。

立法院はまた、予算案を審議する〔序説一九五—一九六〕。こうして、立法院は国民によって選出された議員からなり、毎年、当然のこととして、集会する。立法院の承認なしに法律は成立しない。法案の提出権は君主が握り、君主は法案の拒否権も持つが、この立法院に、スペランスキーは憲法を含むすべての法律案と予算案のほか、税制をはじめとする多くの重要な規程・規則案を委ね、君主の立法権を制限しようとした。

## ② 執行

執行の統一性を確立するため、すべての執行権力は主権に帰属する〔序説一七一〕。省を合理的な管轄区分にしたがって整理し、各省の組織規則によって、大臣、部門長など段階ごとの正確な業務区分と形式、並びに、命令と報告の伝達経路を定める。すべてが大臣の決裁に委ねられている現状を正すためである〔二〇一—二二三〕。

同時に、執行府は法律を恣意的に扱う危険があるゆえに

「序説一七二」、立法院に対する大臣の責任を確立する「二〇一—二〇二」。大臣は執行手段と規程・規則が法を侵害しないことについて、国家ドゥーマに責を負う。大臣の責任は、彼が文書に自分の意思で自由に副署することによって成立する「一七一—一七二」。立法院は一定期間ごとに大臣の報告を求める権限をもつ「二〇七—二〇八、寸描二二七」。政府が法によって定められた報告を行わない場合、並びに、政府の措置が人格の自由や政治的自由など国家の基本法を侵害するおそれがある場合、立法院は問題を提起できる「序説一七〇、一七二、一九五—一九六、二〇七—二〇八、寸描二二七」。

後者の場合の手続きを「序説」は定めたが、立法院は、問題となる措置に副署した大臣に対する審理と、その措置の廃止を要求できるものの、主権の同意なしには、法廷は設けられない「序説一七〇、一七二、寸描二二七」。それでもなお、大臣の副署と議会への報告義務、政府を告発する国家ドゥーマの権限が、政府の政策に一定の拘束力を及ぼすと期待される。

### ③司法権

司法は主権に帰属する。裁判の形式に関する責任は、執行府が負う「序説一七二—一七四」。しかし、審判の本質

に関する責任は、判事と、判事を選んだ臣民によって担われる。裁判所の判事は、その裁判所が管轄する人々によって選ばれる「一七三—一七四」。

国家犯罪、並びに、国家評議会成員や大臣のほか、国家ドゥーマ議員、元老院成員の犯罪を裁くため、元老院に最高刑事法廷が設置される。その設置は国家評議会で主権の文書によって発せられる。構成員は、元老院成員の三分の一と一定数の国家ドゥーマ議員、並びに、国家評議会全成員と大臣である。判決は主権の考察とその最終的な同意に付される「序説二〇〇—二〇一」。

このように、国家犯罪を裁き高官を被告とする刑事法廷が主権によって設置され、政府のメンバーが裁判に参加し、その判決が主権の承認に付されることは、司法の独立の原則から逸脱する。ただ、スペランスキーは、この最高刑事法廷における君主の影響力を少なくしたいと考えていたようである。出席する議員数は言及されなかったほか、「序説」の草案には、出席する元老院成員の割合は、全成員の三分の一ではなく、三分の二とあった「二〇〇、注四八四」。

### ④国家評議会

評議会の成員は皇帝が任命する。評議会成員は司法と執行の官職を持つ。大臣は評議会成員である。皇帝ないし彼



が指名した成員が議長を務める「序説二二七」。

スペランスキーは、国家評議會を、立法、司法、執行三部門の全活動が統合される機関として定めた。「三機関の活動は国家評議會において統合され、国家評議會を通じて君主に達し」「寸描二二五」、かつ、君主から下る「序説二一六」。法律と規程・規則の草案はすべて国家評議會で提案され検討される。主権の裁可なしには、いずれにも回付されない「二二七」。大臣の権限を越える問題はすべて評議會に提出される「二一九」。皇帝の裁可なしには、国家評議會から何も発せられない「寸描二二五」。

立法、執行、司法を統合する機関というこの定めを文字どおりに受け取れば、国家評議會は三権の上に立つ特別な存在である。しかしながら、国家評議會の活動と、評議會と国家ドゥーマの実質的關係に注目すると、違う面が見えてくる。国家評議會には大臣も参加し、各省の管轄を超える問題が扱われる。規程・規則は国家評議會によって審議され、君主の裁可を得て、あるいは、国家ドゥーマの同意と君主の裁可を得て、有効となる。一方、法案は、国家評議會を介して主権によってドゥーマへ提案される。このような国家評議會は執行府そのものに見える。国家評議會が三権の上に存するというスペランスキーの表現は、主権と「主権の評議會」「序説二七一」の権限が立法府によって制

限されるといふ改革の本質を隠すためのものであろう。<sup>(23)</sup>

スペランスキーは、元々、君主の権限をさらに制約することまで考えていたふしがある。というのも、県では、知事は県評議會によって権限を「制限される」からである「序説二二五」。彼は執行機関の統一性、画一性、段階性を力説していた「二二三、二二六」。この原則を単純に適用すれば、君主権力が国家評議會によって制約されるのが自然であろう。

### 3. スペランスキーの計画の意義

イエリネクは、君主と議會の關係に注目して、広義の立憲君主制を二分した。ひとつは、イギリスなど議會優位の「議會主義的君主制」である。いまひとつは、一八一四年フランス憲章の型であり、彼はこの憲法を、国民主権原理ではなく君主主権原理に立ち、その「君主を立憲主義的に制約する」といふ考えに基づく最初の憲法<sup>(24)</sup>、すなわち、最初の「立憲君主制」と位置づけた。イエリネクはこの立憲君主制の特徴として、「法律を可決し、行政をコントロールする議會、君主の行為に対する大臣の副署の必要、独立した裁判所」と述べた。<sup>(25)</sup>

スペランスキーは一八〇九年の計画で「共和政」の名の

下に政治的自由の実現を掲げ、国家権力の源は国民にあると述べた。憲法案も国家ドゥーマに提案される。彼の理想は議会主義にあつたようである。

だが、その具体的計画においては、君主の主権を明らかに前提とし、君主主権を立憲主義的に制約することに普請した。君主は法案の提出権を握り、拒否権を持ち、議会よりも強力である。これを議会主義的ということとは出来ない。一方、国家ドゥーマが立法権を持ち、また扱う法規の範囲が広いこと、予算権を持つこと、大臣に副署の義務があることを考慮し、また、議会の執行府へのコントロールと司法の独立にスペランスキーが苦慮したことを考えれば、彼の計画はイエリネクによる立憲君主制の基準を満たしているように見える。ただ、大臣の責任と司法の独立はあいまいであり、この点をいまま少し考察すべきであろう。

そこで、スペランスキーの計画を、ベッケンフェルデのドイツ立憲君主制論やナポレオン憲法と簡単に比較する。この作業は、スペランスキーの計画を当時のヨーロッパ諸憲法の中に位置づけることにもなる。

ベッケンフェルデは、立憲君主制を「君主政的統治から議会主義的統治への、君主政から国民主権への」中間的、過渡的な状態と位置づけた論文の中で、ドイツ立憲君主制の特徴を挙げた。次の六つにまとめることができる。第一

に、君主制原理に基づく欽定憲法であるが、君主は憲法に拘束される。欽定憲法とはいえ、一旦制定されると、その改正は、憲法にしたがい、国民代表の大幅な関与によってのみ可能となる。憲法は、君主の自発的な自己拘束であっても、それが制定された後には、取り消しできない。第二に、立法権は国王と国民代表によって共同で行使される。法律の成立に議会の議決が必要であることは、君主制的支配が本来譲れない一線を超えるものである。ゆえに、立法権の範囲は重要である。第三に、議会の予算権。これは、議会在が君主権力を制限する際に梃子となる。第四に、大臣の副署と責任。もとより、大臣は、議会の政府ではなく、君主によって任命され、君主の信任にのみ依存する助言者である。国民代表は不信任によって倒閣できない。しかし、国民代表に対する大臣の憲法上の責任は、大臣が要求に応じて議会に出席し、議会に情報を提供し、大臣ないし国王の政策について演説を行い、質疑に応答する義務を根拠づけた。もっとも、この副署と責任の原理はドイツ初期立憲主義の諸憲法においてはまだ広く認められない。<sup>(26)</sup>一八一八年のバーデン憲法においては、大臣と国家官吏は憲法の遵守について責任を負うが、副署の規定を欠いた。議会両院は大臣と最高行政機関の成員を、憲法の侵害を問うて訴追<sup>(27)</sup>できるものの、いかなる訴追も君主へ提出される。つまり、

議会は大臣の憲法上の責任を告発できるが、その後の処置は君主次第となる。第五に、国王が軍隊の統帥権を持つ。第六に、市民的自由と法的平等、支配身分としての諸身分の解体と一般的公民社会の形成。この第六の特徴は、ドイツでは一世紀をかけて漸進的に実現した。<sup>28)</sup>

スペランスキーの計画は、議会の承認なしに憲法が改正されない点、議会の立法権の大きさと予算権、大臣の責任の点で、ベッケンフェルデが言う立憲君主制の範疇に十分に含まれる。

一八〇九年六月のスウェーデン憲法は、同年三月一三日のグスタヴ四世に対するクーデターの結果、議会で可決され制定されたものである。新国王カール一三世は議会の合意によって即位し、王の執行権は国家評議会によって狭められていた。このスウェーデン憲法においてさえ、大臣の責任と司法の独立は完全ではなかった。<sup>29)</sup>

イエリネクやベッケンフェルデがいう立憲君主制の特徴は、ナポレオン憲法と比較する時に、いっそう明らかとなる。

一八〇四年のフランス帝政憲法は、皇帝の強大な権力を特徴とした。国民主権は形式的には尊重され、ナポレオン・ボナパルトは「フランス皇帝」ではなく、「フランス人の皇帝」となった。しかし、立法府は二つに分割され、かつ、

弱体であった。護民院は予算を含む法案を審議するにすぎず、立法院は審議なしに投票する。元老院は、護民院なし政府から違憲の訴えがあった場合にそれを審議するにすぎない。護民院は総会ではなく部会としてのみ集会できる。元老院は皇帝によって主宰され、皇帝は元老院議員を無制限に追加指名できる。皇帝は元老院を完全に掌握した。また、護民院と立法院の議員の選出は三段階の間接普通選挙によるが、そこで選ばれるのは候補にすぎず、元老院が候補者名簿の中から議員を任命する。こうして、立法権は皇帝にほとんど独占され、国民代表制の土台も揺らいでいた。また、立法院は大臣の責任を告発できるが、大臣を裁く政治高等法院は元老院内にある。さらに、すでに述べたように、元老院は元老院令によって憲法を修正し、解釈できる。これによって、皇帝は、憲法を修正する権限を掌握した。実際、元老院は一八〇七年に護民院を廃止した。また、人權の保護にも不安がある。不当な拘留と出版の自由への侵害を監視する役目は元老院の委員会に与えられたからである。<sup>30)</sup>

かくして、この帝政憲法において立法権はほとんど皇帝のみにあり、立法院は執行府を抑制できない。これは、イエリネクによれば、「君主が諸処の権限を、その実体は自己に留保しながら、間接的機関に委任する」絶対君主制の憲

法に類する。<sup>(31)</sup>モンテスキューは、「君主政体」において領主、聖職者、貴族、都市など中間諸権力が排除され、なおかつ、イギリス人が保持する政治的自由も実現しなければ、「専制国家」が出現する、と述べた「法の問題——二一四」。ナポレオン憲法下のフランスは『法の問題』の著者によれば、そのようなものに当たるとであろう。

スペランスキーの計画は、大臣や政府の責任と司法の独立があいまいな点で、立憲君主制の政治的装置として、たしかに弱い面があった。しかしながら、国民代表制が存在し、憲法の改正も法律の制定も議会の同意なしに行われえず、議会が税制を含む多くの規程・規則を審議する権利と、何より予算権を持ち、政府に対して若干のコントロールを行う。これをナポレオン憲法と同一視することはできない。スペランスキーの計画には十分に立憲君主主義的傾向が認められる。彼自身もまた、ナポレオン憲法を意識し、これを批判していた。

スペランスキーの計画でナポレオン憲法との違いが意識されていることは、当時のヨーロッパ情勢を考えれば不思議ではない。ナポレオンは、自身の覇権下の国々に、自身の統治原則と、自身が認めた革命後の社会経済秩序を広めることを意図していた。ヨーロッパ大陸の至るところにナポレオンの保護国が建設された。その国の事情に応じて、

多かれ少なかれ、社団や特権の廃止と、法の下に平等な市民社会の形成、国家行政の中央集権化が目指された。中央権力を抑制できる唯一の可能性は憲法と議会に残されるが、<sup>(32)</sup>ナポレオン憲法は、前述のように、中央権力を制御する機能を持たない。その憲法や議会も多くの国で計画にとどまった。イタリアには、ナポレオン型の憲法を持つイタリア王国（一八〇五年）<sup>(33)</sup>のほか、ナポリ王国<sup>(34)</sup>が創られ、他の部分の多くは一八〇八年までにフランス帝国に併合された。当時ナポレオンの支配を免れたのはサルデーニャとシチリアのみであった。ドイツでは、一八〇一年以降フランスはライン左岸を領有した。一八〇三年と一八〇六年にはドイツの領域再編を主導し、聖界領と帝国都市領の多くを犠牲にして南ドイツ諸国など中規模のドイツ諸国に領土を拡大させ、主権国家と為した。また、ナポレオンはヴェストファーレン王国<sup>(35)</sup>とベルク大公国を新設し、これらドイツ諸国をライン連邦の名のもとにフランスの保護下に置いた。ヴェストファーレン王国には一八〇七年にナポレオン型の憲法が制定され、<sup>(36)</sup>一八〇八年に憲法を制定したバイエルン<sup>(37)</sup>をはじめとするドイツ諸国の改革のモデルとなった。<sup>(38)</sup>ドイツでナポレオンの保護下にはないのは、プロイセンとオーストリアである。両国、とくにプロイセンは敗戦によって弱体化していた。このほか、フランスの衛星共和国であったバタヴィ

ア共和国はホラント王国（一八〇六年）<sup>(39)</sup>に改組され、ヘルヴェティア共和国は連邦制を取り戻し、ナポレオンを保護者とした。<sup>(40)</sup>

こうしてナポレオンはフランス帝国の周りに、信頼できる同盟国と保護国をめぐらせたのだが、それだけでなく、彼は一八〇七年に、フランスと国境を接しないるか東方に保護国を作った。ポーランド分割でプロイセンが得た領域から成るワルシャワ公国である。それはナポレオン体制の東の砦であり、潜在的な敵対国であるプロイセンとロシアに接して、両国に対する軍事的脅威となることが期待された。ワルシャワ公国にもナポレオン型の憲法が制定され、身分制を維持する一方で、農奴制の廃止が宣言された。<sup>(41)</sup> 同公国は、ロシアが同じポーランド民族を支配するゆえになおさら、ロシアの安全を脅かしていた。<sup>(42)</sup> スペランスキーの計画にナポレオン憲法に対する反発が表現された背景には、イギリスを理想とした彼の確信と同時に、ヨーロッパの国際状況もあったことは間違いない。

ナポレオンの覇権下でない国々では様々な改革が試みられていた。一八一二年のシチリア憲法はナポレオンの独裁的集権的体制にイギリス型議會主義を対峙させた。同年、ナポレオンと戦っていたスペイン独立政府の議會は、一院制の強力な議會をもち、一七九一年フランス憲法に類似す

るカディス憲法<sup>(43)</sup>を採択したが、それは、ナポレオン支配に對抗する中で、自由主義を打ち立てる試みであった。<sup>(44)</sup> 一八〇六年にイエナ・アウエルシュテットで大敗したプロイセンの国政改革も、ナポレオンの原則とは異なる形で絶対主義を徐々に終わらせようという試みとみなされる。<sup>(45)</sup> スペランスキーの計画も、そのようなナポレオン支配の外における改革計画の一種として考えることが出来そうである。

もっとも、スペランスキーは、憲法案を実現することの困難さをおそらく自覚していた。彼は、カモフラージュやあいまいな表現を用いて熱心に皇帝を説得しようとした。それにもかかわらず、ロシア皇帝が現状で権力を自己制限することの難しさを彼は認めていたように思われる。「序説」には、皇帝を説得できたであろうような具体的な理由を示されなかった。「改革の実施予定」では、彼は二つの緊急の課題を指摘した。第一に、税制改革。新たに膨大な税収が必要であった。彼によれば、課税が「恣意による」ものではなく、「国家評議會が認め、宣言した不可欠性による」ものであるという確信を国民に持たせるべきである。そうすることによって、君主は「国民の愛」<sup>(46)</sup>を失わず、「すべての不正な非難から自身を守り」うる。第二に、司法制度の改革である。スペランスキーの予定によれば、一八一〇年一月一日にまず評議會が設置され、九月一日に国

家ドゥーマが開催され、憲法案が提案されるのだが「二三三—二三七」、彼はこの二つの課題を国家ドゥーマと憲法を導入する理由というよりも、国家評議会の導入理由として主張した。たしかに、両提案ともに、本来、スペランスキーの計画にしたがえば、立法府に付されるべき問題である。司法改革については、九月一日に開催されるべき国家ドゥーマに提案することが示唆されてもいる「二三五」。しかし、彼はこの二つの問題を、ロシア皇帝がこの憲法を採用するに十分な理由と考えていたようには見えない。スペランスキーはこう述べた。司法制度は、「全体的改革に係なく、必要な手段と修正を延期すべきではない程に」混乱している「二三三—二三四」。それは、憲法が導入されなくとも、ドゥーマが設置されなくとも、解決されるべき問題であった。逆に言えば、それは、国家評議会が解決できると判断される問題であった。彼は一八〇二年には、「一般的規定」(憲法)<sup>(47)</sup>が政府で作成されてから公布まで半世紀を要する、と述べている。<sup>(48)</sup>

その一方で、彼はアレクサンドルが憲法案を採用する可能性に期待していた。期待していたからこそ、彼は立憲君主制を提案し、また、計画の中でいろいろな妥協を行ったのであろう。スペランスキーは、立憲君主制的なロシアを実現することの困難さを論理的には認識しながらも、この

人だけは、自分だけにはと考えた、ということかもしれない。アレクサンドルにはそう思わせるものがあつたようである。<sup>(49)</sup>

註

- (1) 本報告で憲法とは、今日憲法と言えるものを指している。それは、宮沢俊義が『世界憲法集』冒頭で述べた成文憲法、すなわち、アメリカとフランスの両革命の子であり、人権を保障する部分と、立法、司法、行政の各統治作用を規定する部分とから成り、統治体制の基本を定めた法にあたる。宮沢俊義「成文憲法概説」『世界憲法集』(岩波書店、一九八三年)、一五—一六。
- (2) 帝政ロシアのもっとも著名な政治家のひとり。ニコライ一世のもとでロシア帝国法律大全(一八三〇)と、ロシア帝国法律全書(一八三三)を編纂した。
- (3) 池本今日子『ロシア皇帝アレクサンドル一世の外交政策——ヨーロッパ構想と憲法』、風行社、二〇〇六年二月参照。
- (4) 「国家の基本法」とも呼ばれる。「ロシア憲法」の語も用いられた。Vvedenie k ulozheniu gosudarstvennykh zakonov, Valk, S. N. (ed), M. M. Speranski: *Proekty i zapiski* (M.-L., 1961), 153.
- (5) Ibid., 144-222.
- (6) *Proekt ulozhenia gosudarstvennykh zakonov Rossi-*

iskoi imperii, *ibid.*, 222-225.

(7) Kratkoe nachertanie gosudarstvennogo obrazovania, *ibid.*, 225-231.

(8) O korenykh zakonakh gosudarstva, *ibid.*, 28-55.

(9) ただし、臣民の権利については一八〇九年の計画の目標とともに論じる。なお、国家法典案の構成は、「序説」に於て、第一部主権（第一章主権の権利、第二章皇帝、第三章継承など）、第二部法（第一章法の定義、第二章法の作成、第三章法の執行）、第三部臣民の権利、第四部組織（第一章立法、第二章司法、第三章執行、第四章国家評議室）。Valk, *op.cit.*, 149-151.

(10) M. Raeff, *Michael Speransky: Statesman of Imperial Russia 1772-1839*, 2ed., The Hague, 1969 (1st: 1957), 164-167. 初版は一九五七年。一八〇九年の計画を立憲主義ではなく法治主義と見なす研究に、池庄司敬信「マルク・ラエフのスペランスキー研究」『法学新報』（中央大学法学会）、第六七巻、第六号（一九六〇年）、一九一―二二一。阿部重雄「スペランスキーと周辺の人々——特にデカブリリストとの関係」『東京農工大学一般教育部紀要』第一六巻（一九七九年）、二九―五〇。山本俊朗『アレクサンドル一世時代の研究』（早稲田大学出版部、一九八七年）、第五章。A. N. Medushevskii, *Demokratia i avtoritarizm: Rossiiskii konstitutsionalizm v sravnitel'noi perspektive* (M., 1997), 313-316. William Benton Whisenant, *In Search of Legality: Mikhail M. Speranski and the*

ロシア皇帝アレクサンドル一世の時代の憲法政策

*Codification of Russian Law* (New York, 2001), 1-38.

(11) 一八〇九年の改革に関する次の研究がリヒトを否定しては、D. Christian, "The Political Ideals of Michael Spersky," *The Slavonic and East European Review*, LIV-2 (1976), 192-213; J. Gooding, "The Liberalism of Michael Spersky," *The Slavonic and East European Review*, LXIV-3 (1986), 401-424. この二つは当該改革に関する単独の論文であり、ミナエヴァはこの改革とインテリゲンチヤ政策に一章を充てる。N. V. Minaeva, *Prauitel'stvennyi konstitutsionalizm i peredovoe obshchestvennoe mnenie Rossii v nachale XIX veka* (Saratov, 1982), 103-144. 註文に S. V. Mironenko, *Samoderzhavie i reformy: Politicheskaya bor'ba v Rossii v nachale IX v. (M., 1989)*, 28-33

(12) Valk, *op.cit.*における頁数を「」内に示す。

(13) モンテスキュー（野田良之ほか訳）『法の精神』（岩波文庫、一九八九年）。「」内に『法の精神』の部、編、章数を示す。

(14) 『法の精神』は自由主義のプロパガンダのためのものでもあり、モンテスキューが描く政体は、単に存在するものの記述ではない。彼は、ルイ一五世が一四世にならって専制主義に進むのを防ぐようとしていた。「専制政体」は、理想的専制のあるべき姿の理論的再構成に傾いている場合があり、「君主政体」は、「存在すべきものと彼が信じているタイプの君主制のプロパガンダ」、フランス絶対王政に対

するモンテスキューの理想像であった。J・H・ブラムフィット(清水幾太郎訳)『フランス啓蒙思想入門』(白水社、一九八五年)、一〇一—一〇五。

- (15) K・フォルレンダー(宮田光雄監訳)、『マキャヴェリからレーニンまで——近代の国家Ⅱ社会理論』(創文社、一九七八年)、一三六—一三八。モンテスキューが有名な権力の分離を論じたのはこのイギリスに関するくだりにおいてである。もっとも、彼は憲法(制度)上の三権の分立よりもむしろ、政治権力が社会の様々な団体に分散していることを重視していた。ブラムフィット、前掲書、一〇六。

- (16) *Eshche neshto o svobode i rabstve*, Valk, op.cit., 83-85.

- (17) スペランスキーは一八〇九年にロシアとヨーロッパの *samoderzhavie* と東洋の *despoticheskoe pravlenie* とを區別したが、*samoderzhavie* においても君主権力が専横的 (*samovlastnyi*) で「序説一五四—一五五、一六〇」、君主権力がすべての国家権力をみずからに結合し「二七八」、政治的自由も市民的自由もない。したがって、*samoderzhavie* もまた *despotisme* である。スペランスキーは一八〇二年の「基本法について」の中で、ロシアを *despotisme* としたが、*samoderzhavie* の語も用いている[四三]。

- (18) もっともナポレオン憲法は、形式的には国民主権である。

- (19) Raeff, op.cit., 142-146.

- (20) ラエフは、主権がドゥーマを解散しないかぎり、議員の地位は終身であると解釈した。スペランスキーは、たしか

に、議員の任期に言及しなかった。そこでラエフは、「解任」(*uvolnenie*) に際して発せられる主権の文書に、「県ドゥーマの直近の選挙で指名された新しい成員を記載する」という一文を、国家ドゥーマの解散(「全体的解任」)時にすでに新議会のメンバーが決定されており、県ドゥーマにおける国家ドゥーマへの三年ごとの選挙は、君主が解散した場合に備えて行われるにすぎないと読んだようである。Raeff, op.cit., 147.

だが、解散の場合に備えて三年ごとに選挙を行うというのは不自然であろうし、「寸描」の次の叙述は明らかに国家ドゥーマの三年ごとの改選を示している。「郷ドゥーマは、立法秩序の最初のいわば単位を構成する。立法秩序は郷に生じ、代表の三年間ごとの選挙によって段階的に上昇し、国家ドゥーマを形成する」[二三〇]。件の一文の「解任」は解散を意味せず、個々の議員が何らかの理由によって解任される場合を指し、文全体は、その場合に主権が発する文書に、代わりのメンバーを記載する意であると考えると納得がいく。スペランスキーは具体的原則を記した「序説」第五章の三〇頁中、執行に一六頁を割いたのに対して、立法には六頁しか割かなかつた。彼は立法に関して、総じて寡黙である。

- (21) スペランスキーが議会での審議と可決を意味するために「尊重」(*uvazhat*) というあいまいな言葉を用いたため、ラエフは、議会に法律案を否決する権限はない、と解釈した。Raeff, op.cit., 148. だが、いかなる法律も立法府で成



立しなければ効力をもちえない等の定めはラエフの主張を否定する。

(23) Obshchee obozrenie vsekh preobrazovanii i rasprede-  
lenie ikh po vremianam, Valk, op.cit., 231-237.

(23) スペランスキーは大臣の副署や責任に関して明記する一方で、国家評議会成員の責任に言及しなかった「序説一七一―一七二」。しかし、彼は、別のところで、「政府」の議会への報告や、「政府」による憲法侵害を問題にしている「二七〇」。「政府」とは君主を中心に国家評議会と大臣を指して用いられている「二六九、寸描二二七」。したがって、評議会成員にも責任は生じる。国家評議会を三権の上に置くという構図を掲げてしまったために、評議会成員の責任を明言できなくなったのではないか。

(24) 一八一四年フランス憲章は、一八一八年バーデン憲法など南ドイツの諸憲法、一八三〇年フランス七月革命後のドイツ諸憲法、一八一五年ネーデルラント憲法、ポーランド王国憲法、一八三四年スペイン憲法、一八四八年サルデーニャ王国憲法に影響を与えた。イェリネク（芦部信喜他訳）『一般国家学』（学陽書房、一九七四年）四二四―四二五。

(25) 同書、四二二―四二三、五六〇―五六一、五六六。フランス憲章では、副署の規定はないものの、代議院は貴族院へ大臣を反逆または公金濫用に際して告発し、貴族院がそれを裁く。野村敬造『フランス憲法・行政法概論』（有信堂、一九六二年）、五七三―五七九。

(26) エルンスト・ヴォルフガング・ベッケンフェルデ「一九

ロシア皇帝アレクサンドル一世の時代の憲法政策

世紀ドイツ立憲君主政の国制類型」、成瀬治編訳『伝統社  
会と近代国家』（岩波書店、一九八二年）、四八七―五二一。

(27) Verfassung für das Grossherzogtum Baden, Wilhelm  
Altmann(ed.), *Ausgewählte Urkunden zur deutschen  
Verfassungsgeschichte seit 1806*, I (Berlin, 1898), 33-44.  
栗城寿夫『ドイツ初期立憲主義の研究——バーデンにおけ  
る憲法生活を中心として』（有斐閣、一九六五年）、六五―  
七八。一九世紀の三〇年代末になって、国民主権に基づく  
国民代表制と議院内閣制が真の立憲主義であるという考え  
がドイツで主張されるようになったという。同書、一四―  
一五。

(28) ベッケンフェルデ、前掲書、四八七―五二二。

(29) この憲法で、王は外交と軍事を単独で指揮するものの、  
他の執行分野については国家評議会が管轄する。国民の信  
仰の自由と人身の自由の保護が、王が配慮すべき義務とし  
て定められた。諸身分の議会は五年ごとに王の召集状なし  
に開催される。王と議会の合意が、憲法と民法・刑法・教  
会法の修正、課税、各身分の権利と特権の修正、債務、国  
家財産の処分、貨幣の改鑄に必要である。国家評議会成員  
には副署の義務がある。ただ、議会の委員会は、憲法に違  
反して副署した者を告発することはできるものの、それを  
裁く法廷には宮廷裁判所の判事や行政官、軍指揮官も参加  
する。また、最高裁判所に司法大臣が参加し、王が全判事  
を指名し、一票をもつなど、司法の独立はいまいである。  
“Constitution du Royaume de Suede (1809).” <http://

- www.dircost.unito.it/cs/docs/svezia%201809.htm>, 2007  
 (M.M. Dufau, J. B. Duverger, J. Guadet, *Collection des constitutions, chartes et lois fondamentales*, 1830). 本間晴樹「一八〇九年革命とスウェーデン王権」『歴史学研究』第六二六号（一九九一年）、一六九—一七六。アレクサンドルとスペランスキーは、前年にスウェーデンから奪ったフィンランドを治めるため、スウェーデン情勢に注目していた。一八〇九年スウェーデン憲法の事実上の叩き台となったホーカンソン（グスタヴ三世の時代の高級官僚）による政体法案は、四月中にスウェーデン臨時政府に提出されていた。本間、前掲論文、一六九—一七六。前掲拙書、四八—五一。
- (30) モーリス・デュヴェルジュ（時本義昭訳）『フランス憲法史』（みすず書房、一九九五年）、七三—八四、野村、前掲書、六七—七八。条文は、同書、五三七—五六八。
- (31) イェリネク、前掲書、四二—四三、五五六—五五七。
- (32) Jonathan Sperber, *Revolutionary Europe 1780-1850* (London, 2000), 160-165に於て。
- (33) 前身はイタリア共和国。ナポレオンが国王。一八〇六年にヴェネト、七年にマルケ、九年にトレンティーノを併合。スチュアート・ジョーゼフ・ウルフ（鈴木邦夫訳）『イタリア史一七〇〇—一八六〇』（法政大学出版社、二〇〇一年）、二六四。
- (34) ジョゼフ・ボナパルト（ナポレオンの兄）、一八〇八年からはミュラ（妹婿）を王とする。
- (35) ジェローム・ボナパルト（ナポレオンの弟）を王とする。
- (36) ドイツ初の近代憲法。等族会議は出版法案、民法典と貨幣制度の修正案、毎年の財政案と大臣の収支報告を審議し決定するが、大臣の副署と責任を追究する手続きは定められない。等族会議の成員を選ぶ県コレギアは、王が指名した者から構成される。王は王令によって憲法を補足できる。Königliches Dekret vom 7 Dezember 1807, wodurch die Publikation der Constitution des Königreichs Westfalen verordnet wird, Reich und Länder, *Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte* (München, 1987), 77-89. シュティンク（市川米彦訳）『近代ドイツ憲法史』（博文館、一九四三年）、三二—三四。
- (37) 同書、三四—三八。
- (38) F・ハルトウング（成瀬治、坂井栄八郎訳）『ドイツ国制史——一五世紀から現代まで』（岩波書店、一九八〇年）、二二六—二三二、二七四—二八一。
- (39) ルイ・ボナパルト（ナポレオンの弟）を王とする。憲法が制定された。
- (40) このほか、一八〇八年にナポレオンはスペイン王に王位を譲渡させ、そこに兄ジョゼフを即けた。ナポレオンは憲法案を議会に委ね、議会は若干の修正後に採択した。これがバイヨンヌ憲法である。池田実「資料」（邦訳）スペイン一八〇八年憲法・一八三四年王国憲章』『山梨大学教育人間科学部紀要』第一巻第二号（二〇〇〇年）一三二—一四六。池田実「スペイン立憲主義の曙——一八〇八年バイ

「ヨシヌ憲法」『社会科学討究』(早稲田大学アジア太平洋研究センター) 第四四巻第二号、一九九九年一月、三七一一三九六。その制定状況を背景として、私見ではナポレオン憲法の典型的特徴は薄く、立憲君主制に近い。

(41) 憲法は、王が発する規程によって修正される。Statut constitutionnelle du duche de Varsovie, 22 juillet 1807, Angeberg, comte d' (ed), *Recueil des traités, conventions et actes diplomatiques concernant la Pologne 1762-1862* (Paris, 1862), 470-481. ザクセン王を公とする。

(42) 一八〇七年のフランスとのティルジット同盟については、A. N. Sytin, "Til'zit i Erfurt," in: Orlik (ed.), *Istoriia uneshnei politiki Rossii: Pervaiia polovina XIX veka* (M., 1995), 60-77.

(43) 池田実「資料」(邦訳)スペイン一八二二年憲法(カデイス憲法)、『山梨大学教育人間科学部紀要』第一巻第一号(一九九九年) 八七—一三三。北原仁「スペインの一八一二年憲法(カデイス憲法)とその意義」『駿河台法学』第四巻第二号(一九九一年) 三七一—九四。

(44) Sperber, op.cit., 192; Michael Broers, *Europe under Napoleon 1799-1815* (London, 1996), 213-215.

(45) Sperber, op.cit., 194-197. 末川清『近代ドイツの形成』(晃洋書房、一九九六年) 七一。

(46) 課税の必要は、プロイセン政府が国民代表制の導入を計画し、バーデンが一八一八年憲法を制定する要因の一つともなった。末川、前掲書、八六—八七、一三八—一四一。

ロシア皇帝アレクサンドル一世の時代の憲法政策

栗城、前掲書、五九。

(47) 今日、憲法と言えるものでも、正式には constitution の語を用いないものは多いようである。フランスで constitution は、一八世紀に制限君主制を意味するものとして使用されはじめ、大革命以降、民定のものの意味する。国民主権を拒否する一八一四年憲章は charte constitutionnelle であった。田中聖「一八一九年ヴェルテルブルク憲法の協約性」『信州大学教養部紀要』第一九号(一九八五年) 一一—二二。アレクサンドルが制定した一八一五年ポーランド王国憲法(Ustawa konstytucyjna) 一八二〇年ノヴォシリツェフの憲法案(Государственная уставная грамота) のフランス語版も同様である。スペインでは一八〇八年バイヨンヌ憲法は constitution であるが、一八二二年憲法は正式には「政治憲法」。スウェーデンの一八〇九年憲法は「政体法」。ドイツでは、Konstitution の語は自国の憲法には用いられず、一般に Verfassung を用いる。現行憲法の名称は「基本法」である。

(48) Otryvok o Komissii Ulozhenia, Valk, op.cit., 22.

(49) アレクサンドルは側近に「我々の天使」と呼ばれていた。N. A. Troitskii, *Aleksandr I i Napoleon* (M. 1994), 136. 翌一八一〇年一月、国家評議会は設立され、スペランスキーはその官房長となった。